

# みんなで 11 桁の住民票コードに異議を申し立てよう。

名古屋市民オンブズマン

私たちは住基ネットに反対しています。

ところが、続々と 11 桁の住民票コードが送られてきています。しかし、住民票コードの付与は不必要であるばかりか、私たちの個人情報、プライバシーを侵害する危険な代物です。しかも住民基本台帳法附則 1 条の 2 項では、個人情報保護法の制定を前提としているのに、個人情報保護法も制定されない状態で 11 桁の住民票コードを付与するのは住民基本台帳法違反です。

11 桁の住民票コードの付与は違法な処分です。

私たちは住んでいる市町村長宛に住民票コードの付与に対する異議申立をしていきます。

皆さんもぜひ、お住いの市町村長宛に異議申立をしましょう。たとえば、名古屋市内で 1 万人の人が異議申立をしたら、それでも住基ネットへの接続を継続するでしょうか。多くの皆さんの異議申立で住基ネットの運用を止めましょう。

## 異議申立の方法

方法は簡単です。

(1) 添付の異議申立書にひな形に従い、以下の事項を記入して下さい。

1. あなた（以下「異議申立人」と言います。）の氏名・捺印
2. 異議申立人の年齢
3. 異議申立人の住所（念のため電話番号も）
4. 異議申立にかかる処分があることを知った日= 11 桁のコードが自宅に届いた日（届いた日に不在だった場合には番号を知った日）を書いて下さい。

\* 異議申立人が未成年の場合には、法定代理人（ご両親または親権者）が次のように書いて下さい（法定代理人がおひとりの場合にはその方のお名前と印、ご両親の場合には、両名のお名前と御両名の印）

氏名                                  法定代理人    × × × ×    印

(2) 宛先はあなたの住民票の置いてある市町村の市町村長です。

(3) 市町村（区のあるところでは区役所）に郵送または持参して下さい。

(4) いつまで異議申立ができるか。

11 桁の番号をあなたが知った日の翌日から数えて 60 日以内に異議申立書が市町村役場に届かなければいけません。

(5) 窓口で受理されなかった場合

全国の自治体には行政手続条例があり、形式の整った書類は受理しないと違法となると定められています。受理しないと損害賠償義務が発生する、ということを説明して受理して貰って下さい。

(6) 名古屋市・政令市在住の方についての注意

名古屋市に住み票を置いている方は、異議申立という形ではなく、審査請求という形を取って下さい。審査請求書も添付しておきます。書類提出は区役所（市民課）市役所（区政課）どちらでも構いません。他の政令市在住の方も同様をお願いします。

## お問い合わせ先・お願い

名古屋市民オンブズマンで FAX またはメールによるご相談を受け付けます。FAX 番号は 052-953-8050 ombuds@ac.npo.gr.jp です。

異議申立を実施された場合には、差し支えなければ名古屋市民オンブズマン宛ファックス 052-953-8050 又はメール ombuds@ac.npo.gr.jp で異議申立の事実をお知らせ下さい。

# 異議申立書

平成 14 年 月 日

殿

異議申立人

印

次のとおり異議申立てをします。

(1) 異議申立人の住所、氏名、年齢、電話番号

住所

氏名

年齢

電話

(2) 異議申立てに係る処分

住民基本台帳法に基づき異議申立人に対して 11 桁の番号  
(住民票コード)を付与した行為(処分)

(3) 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

平成 14 年 月 日

(4) 異議申立ての趣旨

2 記載の処分を取り消す

(5) 異議申立ての理由

2 記載の処分は異議申立人のプライバシーを侵害するもので、  
かつ住民基本台帳法附則 1 条の 2 項に反し違法である。

(6) 処分庁の教示の有無及びその内容

教示はなし

(7) 添付書類

なし

住民票コード通知はがきを受け取ってから 60 日以内に郵送又は手渡して  
お住まいの区役所又は市町村役場へ

## 異 議 申 立 書

平成 14 年 月 日

異議申立書を出す日

市長 殿

あなたがお住まいの市町村名

異議申立人 本人 印

次のとおり異議申立てをします。

- 1 異議申立人の住所、氏名、年齢、電話番号

住所

氏名

年齢

電話 - -

記入

- 2 異議申立てに係る処分

住民基本台帳法に基づき異議申立人に対して 11 桁の番号  
(住民票コード)を付与した行為(処分)

- 3 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

平成 14 年 月 日 11 桁番号が送られてきた日

- 4 異議申立ての趣旨

2 記載の処分を取り消す

- 5 異議申立ての理由

2 記載の処分は異議申立人のプライバシーを侵害するもので、  
かつ住民基本台帳法附則 1 条の 2 項に反し違法である。

- 6 処分庁の教示の有無及びその内容

教示はなし

- 7 添付書類

なし

申立数確認のため、申立てしたらご連絡をお願いします。

FAX 052-953-8050 E-mail ombuds@ac.npo.gr.jp

名古屋市民オンブズマン <http://www.ombnagoya.gr.jp>

(政令指定市用) 審査請求書は正副2通必要です。

# 審査請求書

平成14年 月 日

殿

審査請求人

印

次のとおり審査請求をします。

審査請求人の住所、氏名、年齢、電話番号

住所

氏名

年齢

電話

審査請求に係る処分

住民基本台帳法に基づき申立人に対して11桁の番号  
(住民票コード)を付与した行為(処分)

審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成14年 月 日

審査請求の趣旨

2記載の処分を取り消す

審査請求の理由

2記載の処分は申立人のプライバシーを侵害するもので、  
かつ住民基本台帳法附則1条の2項に反し違法である。

処分庁の教示の有無及びその内容

教示はなし

添付書類

なし

# 説 明 書 き

書類一式は、異議申立書（原本）、記入サンプル、説明書き、呼びかけ文の 4 枚です。

## 重要事項！！！！

- \* 通知書が届いた日の翌日から 60 日以内に異議申立をする必要があります。
- \* まだ、11桁の番号の通知が届いていない方は、異議申立はできません。
- \* コピー、配布は自由です。グループを作り、みんなに広めましょう。
- \* 異議申立書を提出する前に、写し（控え）をとっておきましょう。
- \* 政令指定都市あての「審査請求書」は正副 2 通必要です。
- \* 意見陳述を希望する人はその旨記載しましょう。
- \* その他、都道府県知事宛に審査請求を行うことができます。

## 費用について

- \* 基本的に無料です。郵送で送る方は、郵送代がかかります。直接、市町村の役場にお持ちの場合は、もちろん費用はかかりません。

## よくある質問と答え

- \* 電話番号については、携帯電話の番号でも構いません。
- \* 電話をお持ちでない方は記載する必要はありません。
- \* 未成年の方は、法定代理人（親等）の氏名と印鑑を書き足して下さい。

## その他

- \* 「お住まいの」は、「通知書の発送元」または「通知書を受け取った所」の市町村のことです。
- \* 上部の日付け記入欄には、この異議申立書を出す日を記載してください。
- \* 殿について、市長、町長、村長の名前を記入必要はありません。  
例) 市長殿、 町長殿、 村長殿

この説明を読んでも分からない時は、以下にお問い合わせ下さい。

FAX: 052-953-8050 (名古屋市民オンブズマン)

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-6-41 リブビル 6 階  
名古屋市民オンブズマン TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050  
<http://www.ombnagoya.gr.jp> [ombuds@ac.npo.gr.jp](mailto:ombuds@ac.npo.gr.jp)